

福島第一原子力発電所5号機の安全確保に係る取組状況について

平成18年10月27日

東京電力(株)福島第一原子力発電所5号機(以下「当該機」という。)は、平成18年7月31日から10月下旬までの予定で原子炉を停止し、第21回定期検査(定期事業者検査)を実施している。この間、県は、事業者から、安全確保協定に基づく通報連絡等により、適宜、報告を受け、立地町とともに当該機の安全確保に関する取組状況を確認してきた。その結果は、以下のとおりである。

当該機においては、タービン系配管等について長期計画に基づく配管肉厚測定を実施するとともに、原子炉再循環系配管について継手部の超音波探傷検査、ハフニウム板型制御棒の取り替えを実施するなど、トラブル再発防止の取組みが進められ、不適合情報の公開等、情報公開への努力も積み重ねてきている。

当該機の今停止期間中に行った原子炉給水系配管の閉止栓の溶接において、配管クラスの誤認により、事業者が品質管理上要求する材料試験が未実施となった不適合については、プラントメーカーの誤認及び事業者の確認不足が原因としているが、プラントメーカーの品質管理を含めた調査を実施し、再発防止対策を講じる必要がある。また、他号機において同様の誤りが考えられるとしているが、速やかに調査を実施し調査結果を踏まえた適切な対応が求められる。

さらに、当該機は、運転中の本年6月、可燃性ガス濃度制御系において、指示計が実流量に対し3割程度高く表示していることが確認されたことから修正を行うとともに、これまでに保安規定に定める監視に用いる計器及び定期検査の判定基準の確認に用いる計器の点検が終了し、異常がないことを確認したとしているが、引き続き、当該機のその他の計器、さらに他プラントの計器について速やかな点検を行うとともに、再発防止対策を確実に実施していくことが必要である。

今後、起動試験を実施する際には、各段階の確認作業等を慎重に進めていくとともに、引き続き、一層の安全性と信頼性の向上の観点に立った点検、補修等、一体的な安全・安心対策を一つひとつ着実に、かつ継続的に実施し、信頼回復に向けた努力を積み重ね、その実績を結果として示していくことが求められる。

県としては、今後とも立地自治体としての立場で、立地地域はもとより、県民の安全・安心が一体的に確保されるよう、慎重かつ確実に対応していくこととする。